

社会福祉法人元気の里とかち 公印規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とかちにおける公印の管理、使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の種類、寸法、個数、印影及び保管者は、別表1及び別表2のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印は、押印等の必要がある場合を除き、常に施錠できる容器に収め、一定の場所において管理しなければならない。

2 公印は、保管場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、特別の理由により保管者の承認を受けたときは、この限りでない。

(公印の使用)

第4条 公印は、社会福祉法人元気の里とかちの文書以外に使用してはならない。

2 公印を押印するときは、その押印しようとする文書に決裁済みの文書を添えて、当該公印の保管者又は責任者に提示し、審査を受けなければならない。

3 保管者又は責任者は、前項の審査において適正と認めたときは、自ら公印を押さなければならない。

(公印の廃止)

第5条 公印を廃止するときは、当該公印を管理する保管者又は責任者が、あらかじめ廃止しようとする公印について理事長の承認を受けなければならない。

(公印の処分)

第6条 公印を改刻し、又は廃止したことにより不要となった公印は、滅失、盗難等の場合を除き、保管者において、速やかに印刻文字の切除、焼却等盗用のおそれのない方法により廃棄しなければならない。

(実務規定)

第7条 この規程に定めのないもののほか、施行の細部について必要な事項は理事長が定める。

(改正)

第8条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

(別表1)

名 称	寸 法	使用区分	公印保管者	公印責任者	個数
社会福祉法人元気の里とかち印	角印 2.4mm	法人名をもって発 する文書	理事長	常務理事	1
社会福祉法人元気の里とかち理事長印	丸印 1.8mm	理事長名をもって 発する文書	理事長	常務理事	1
社会福祉法人元気の里とかち銀行印	丸印 1.8mm	理事長名をもって 発する銀行印	理事長	常務理事	1
社会福祉法人元気の里とかち総合施設長印	丸印 1.8mm	総合施設長名をも って発する文書	常務理事	総合施設長	1
グループホーム元気の里印	角印 1.8mm	施設名をもって発 する文書	管理者	管理者	1
グループホーム元気の里さらべつ印	角印 1.8mm	施設名をもって発 する文書	管理者	管理者	1
グループホーム元気の里お びひろ印	角印 1.8mm	施設名をもって発 する文書	管理者	管理者	1
グループホームひびき野印	角印 1.8mm	施設名をもって発 する文書	管理者	管理者	1
デイサービスセンター元気 の里おびひろ印	角印 2.0mm	施設名をもって発 する文書	管理者	管理者	1

(別表2)

	法人	理事長	総合施設長	施設
陰 影	(公印)	(公印)	(公印)	(公印)
	施設	施設	施設	施設
陰 影	(公印)	(公印)	(公印)	(公印)